

第 1 章 計画の概要

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号。以下「基本法」という。）」を公布し平成28年4月から施行し、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

また、兵庫県においても、平成28年1月に基本計画との調和を図りながら「兵庫県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定する等、国土全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

このような中、本市では、浸水被害を受けやすい地形的な特性等も踏まえ、自助・共助・公助による災害時の役割分担の視点を重視しながら、ハード・ソフト両面から安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいます。

しかしながら、近年の大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨等、大規模自然災害の発生リスクの高まりを受け、災害時においても市民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する「災害に強いまちづくり」のより一層の推進が必要になっており、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「たつの市強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

【参考：国土強靱化とは】

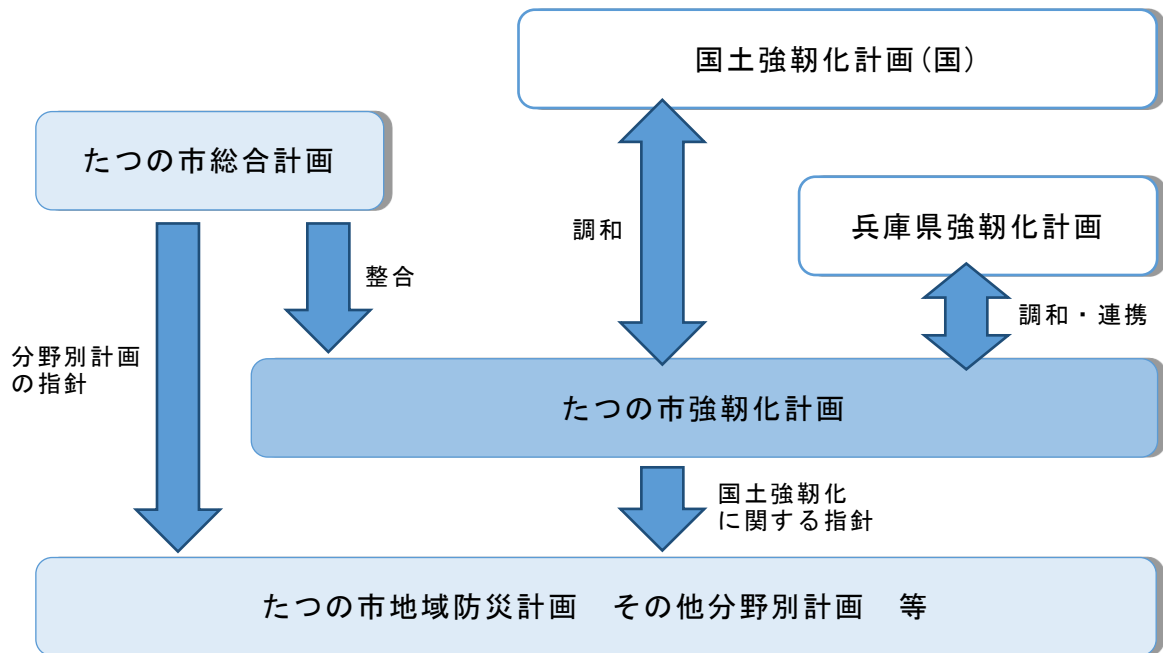
大規模自然災害等に備えて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、狭い意味での「防災」の範囲を超えた総合的な対応（まちづくり政策・産業政策等）を継続的に行っていくことにより、「人命の保護」「社会経済の維持」「被害の最小化」「迅速な復旧復興」という“強さ”と“しなやかさ”を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりです。

- 基本法第13条の規定により策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となります。
- 基本法第14条の規定により基本計画と調和を保つとともに、県計画とも調和・連携を図ります。
- 本市のまちづくりの方向性を示す「第2次たつの市総合計画」や災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した「たつの市地域防災計画」等とも整合を図るとともに、本市の分野別計画等において国土強靱化に係る指針となります。

【たつの市強靱化計画と関係計画の関係】



3 計画期間

国土強靱化対策に係る長期的な視点の必要性及び第2次たつの市総合計画の計画期間を踏まえ、本計画の計画期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等がある場合は適宜見直しを行います。



4 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

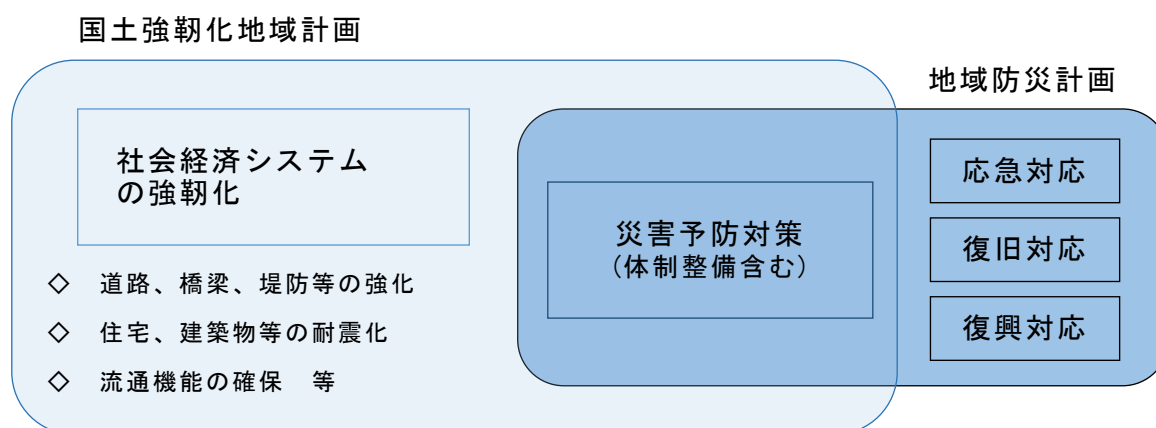
国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき施策を定めるものです。

一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となります。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容】

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討の前提	自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	主に発災時・発災後
施策の重点化	あり	一般的になし

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容】



5 計画の策定・推進

本計画は、強靱化施策を計画的・効果的に推進するため、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、策定しました。

また、本計画に定めた強靱化施策については、計画的に実施し、その結果を適正に評価して取組の見直し、改善を図っていく「PDCAサイクル」を繰り返して、強靱化を高めます。

